

令和6年度新型コロナウイルス感染症予防接種

減免用予診票交付事務処理要領

<目次>

I 減免対象者

II 減免方法

1. 65歳以上の者

(1) 医療機関において減免用予診票交付

(2) 保健福祉課窓口で交付

2. 60～64歳の身体障害者手帳1級を所持している者

(1) 保健福祉課において減免用予診票交付

3. 施設入所中の者

(1) 施設において減免用予診票交付

III その他

I 減免対象者

新型コロナウイルス感染症予防接種対象者のうち下記に該当する者

1. 生活保護受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立支援に関する法律に基づく支援給付者を含む）
2. 世帯全員が市民税非課税の者

II 減免方法

(注) 令和6年度高齢者インフルエンザ予防接種で、減免対象者となることが確認できた場合、接種対象者が再度の確認書類の提示が省略できる。

1. 65歳以上の者

(1) 医療機関において減免用予診票交付

① 確認書類を持参している場合

医療機関の窓口において減免対象者かどうかの確認を行う。確認後、『減免用予診票』裏面に確認内容を記入し、接種対象者に交付する。

確認書類

ア『令和6年度 介護保険料納入通知書』

イ『印鑑カード』

ウ『生活保護受給証明書』

エ『本人確認証』（中国残留邦人等永住帰国者）

- オ『介護保険負担限度額認定証』
『介護保険特定負担限度額認定証』
『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』
※有効期限内のもの
- カ『マイナンバーカード』

確認方法

- ア『令和6年度 介護保険料納入通知書』の場合
納入通知書に記載されている保険料段階が「1～3」の場合、減免対象となる。確認後、『減免用予診票』裏面の1にチェックする。
- イ『印鑑カード』
- ウ『生活保護受給証明書』の場合
『減免用予診票』裏面の2にチェックする。
*医療券などで、生活保護受給者と確認できる場合は、確認書類の提示がなくても減免用予診票交付可とする。この場合も、『減免用予診票』裏面の2にチェックする。
- エ『本人確認証』の場合
『減免用予診票』の3にチェックする。
- オ『介護保険負担限度額認定証』『介護保険特定負担限度額認定証』
『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』の場合
『減免用予診票』裏面の5、6、7の該当欄にチェックする。
- カ『マイナンバーカード』の場合
接種対象者の同意を得たうえでマイナンバーカードを使用し、オンライン資格確認等システムにより減免対象者であることを確認できた場合、確認事項に応じて以下のように処理する。
 - ・生活保護受給者の場合は、『減免用予診票』裏面の2にチェック。
 - ・後期高齢者医療における「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象者の場合は、『減免用予診票』裏面の7にチェック。

② 確認書類を持参していない場合

接種対象者は予診票の裏面の新型コロナウイルス感染症予防接種減免用予診票交付申請書に記入し、医療機関から保健福祉課へ課税状況調査のための連絡を入れることについて同意する。医療機関は保健福祉課に連絡し、接種対象者の住所地の区役所保健福祉課へ、医療機関名、電話番号、担当者名、接種対象者氏名、住所、生年月日を伝える。

<保健福祉課の事務処理内容>

1. 保健福祉課は、医療機関からの照会内容を、『新型コロナウイルス感染症予

防接種減免確認処理票兼交付台帳（医療機関照会分）（様式2）』に記入し、折り返し電話回答する旨を医療機関に伝える。

2. 介護保険端末により、課税状況を確認し、医療機関に電話回答する。

*医療機関からの照会は、必ずいったん電話を切った後に改めて電話回答する。

*なお、医療機関窓口接種対象者本人が来院しているため、電話回答は速やかに行うこと。

回答に時間がかかる場合は、あらかじめ医療機関にその旨を伝える。

（2）保健福祉課窓口で交付

窓口に来所した市民に対し、下記の要領で交付処理を行う。

- ① 健康保険証等により、本人確認のうえ、「新型コロナウイルス感染症予防接種減免用予診票交付申請書（様式3-1）」に住所、氏名等を記入させる。
- ② 介護保険端末により、課税状況を確認する。
- ③ 減免用予診票の表面に減免対象者の氏名、住所等を記入、裏面の「減免確認項目チェック欄」に保険料段階、確認年月日を記入し、医療機関名欄に区役所名のゴム印を押印して交付する。
- ④ 減免用予診票交付台帳（様式1-1）に氏名、生年月日、住所、交付年月日等を記入する。

<交付時の注意点>

*予防接種の際には、「減免用予診票」に健康保険証等を持参して医療機関にかかるように指導する。また、予約が必要な医療機関があるので事前に確認するように伝える。

*生活保護受給者については、『印鑑カード』などの確認書類がない場合は、保護課で『生活保護受給証明書』の交付を受けて接種するように案内する。

*確認結果が「非該当」であった場合は、予診票裏面の「非該当」欄にチェックし、確認項目欄に斜線を引く。また、表面の「減免」を斜線で消し、「一般」と追記。

2. 60～64歳の身体障害者手帳1級を所持している者

（1）保健福祉課において減免用予診票交付

- ① 健康保険証などで本人確認し、『新型コロナウイルス感染症予防接種減免用予診票交付申請書（様式3-2）』に住所、氏名等を記入させる（世帯員全員の同意が必要）。

*同一世帯者ではない者が交付申請する場合、来所した者に代理人の欄に住所、氏名、続柄を記入させる。本人及び家族の委任をもって減免用予診票の交付を受け付ける。（委任状は、申請書の裏面にあり）

- ② 端末により、世帯員全員の市民税の課税状況を確認する。

- ③ 『減免用予診票』表面に減免対象者の氏名、住所等を記入し、裏面の「減免確認項目チェック欄」の4にチェックし、確認年月日を記入し、医療機関名欄に区役所名のゴム印を押印して交付する。その際、医療機関に身体障害者手帳を持参するように説明する。

<交付時の注意点>

*1(2)と同様

3. 施設入所中の者

(1) 施設において減免用予診票交付

① 確認書類がある場合

施設において減免対象者かどうかの確認を行う。確認後、『減免用予診票』裏面に確認内容を記入し、接種対象者に交付する。

確認書類

ア『令和6年度 介護保険料納入通知書』

イ『介護保険負担限度額認定証』『介護保険特定負担限度額認定証』

『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』

※有効期限内のもの

ウ『印鑑カード』

エ『生活保護受給証明書』

オ『本人確認証』(中国残留邦人等永住帰国者)

確認方法

本事務処理要領のⅡ-1-(1)①と同じ

*住所地特例により入所している者については、前住所地の市町村発行の『介護保険負担限度額認定証』『介護保健特定負担限度額認定証』(いずれも有効期限内のもの)又は『令和6年度 介護保険料納入通知書』により、施設において減免対象者かどうかの確認を行う。

*生活保護受給者については、施設において、接種対象者が生活保護受給中であることを把握している場合は、申請書の提出を省略し、施設での『減免用予診票』の交付を認める。この場合、『減免用予診票』裏面の2にチェックする。

② 確認書類がない場合

『令和6年度 介護保険料納入通知書』『介護保険負担限度額認定証』等を紛失するなど非課税を確認できない場合は、『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書(65歳以上用)(様式4)』を保健福祉課に提出し、減免対象かどうかの確認を行う。

*住所地特例により入所している者や60歳以上65歳未満の者等、北九州市介護保険利用者以外の者については、『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認

申請書（北九州市介護保険利用者以外用）（様式5）』を使用する。

<保健福祉課の事務処理内容>

1. 施設は、施設所在地の保健福祉課に『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（65歳以上用）（様式4）』を提出する。
2. 『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（65歳以上用）（様式4）』に記載されている者について、端末により、保険料段階を確認する。確認した内容を申請書の右側「*区役所処理欄」に記入する。
3. 『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（65歳以上用）（様式4）』をコピーし、複写を施設に返し、原本は、保健福祉課で保管する。
4. 処理時の注意点
 - (1) 保健福祉課は、確認内容を回答するのみで、減免用予診票は交付しない。予診票はあらかじめ施設に配布しているので、施設において回答内容を確認し、『減免用予診票（高齢者入所施設用）』裏面に確認内容を記入し、接種対象者に交付する。
 - (2) この処理に関しては、『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（65歳以上用）（様式4）』原本により減免用予診票交付台帳（様式1-1）の作成の代わりとする。

<住所地特例者や65歳未満等、北九州市介護保険利用者以外の場合>

1. 減免確認申請は『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（北九州市介護保険利用者以外用）（様式5）』で行う。
2. 保健福祉課は端末にて課税確認を行い、区役所処理欄に記入。
3. 『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（北九州市介護保険利用者以外用）（様式5）』をコピーし、複写を施設に返し、原本を保健福祉課で保管し、減免用予診票交付台帳（様式1-1）の作成の代わりとする。

Ⅲ その他

1. <医療機関からの照会>と、<施設入所中の者の窓口対応>については、生活保護受給者分についても原則保健福祉課で処理する。
2. 市外の医療機関・施設から減免について問合せがあった場合（広域化該当ケース）は、減免方法を説明し、減免用予診票裏面の「減免確認項目チェック欄」部分を当該医療機関・施設にFAX送付する。
3. 窓口に来所した接種対象者に対し、来庁時点の世帯の所得状況を踏まえ減免確認を行う。
確定申告をしていない等の理由で、システムにて課税状況が確認できない場合

は、必要な手続きを済ませてから、再度、減免確認申請を行うよう案内するものとする。

ただし、前年度に所得が無い者は市民税を申告する必要がないため、市民税非課税として取り扱うことができる。